

# 第3次安来市総合計画等策定支援業務仕様書

## 1 業務名

第3次安来市総合計画等策定支援業務(以下「本業務」という。)

## 2 業務目的

次に掲げる業務を目的とする。

### (1)第3次安来市総合計画

第2次安来市総合計画が令和7年度をもって計画期間の終期を迎えるため、令和8年度を始期とする「第3次安来市総合計画(以下「総合計画」という。)」(基本構想及び前期基本計画)を策定すること。

### (2)第3期安来市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期安来市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和7年度をもって計画期間の終期を迎えるため、次号の人口ビジョンの内容を踏まえ、令和8年度を始期とする「第3期安来市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)」を策定すること。

### (3)安来市人口ビジョン

「安来市人口ビジョン(以下「人口ビジョン」という。)」は、平成27年の策定から8年が経過する中で、人口ビジョンで掲げる将来人口目標と人口の乖離が進んでいることから、最新の数値や状況の変化を踏まえた現状の分析を行い、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す人口ビジョンの見直し(策定)をすること。

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日までとする。ただし、前項第3号に係る業務は、令和7年3月28日までとする。

## 4 計画の構成及び期間

### (1)総合計画

#### ア 基本構想

安来市(以下「市」という。)の特性、魅力、広域的な位置づけを整理し、長期的な展望に立った新たな将来像や、将来像を実現するための基本理念と基本方針を示す。

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

#### イ 基本計画

基本構想で示した将来像を実現するため、基本理念及び基本方針に沿った体系、施策、取組、指標等を示す。

計画期間は、社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう前期5年、後期5年とする。

### (2)総合戦略

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案したものとし、人口ビジョンで示した内容を踏まえた人口減少対策を示す。

計画期間は、総合計画の前期基本計画に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年とする。

なお、総合計画の前期基本計画は、総合戦略と一体的に策定を行い、その取組については、総合計画に包含するものとする。

### (3)人口ビジョン

国の長期ビジョンを勘案しつつ、策定する総合戦略において、効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎となることも踏まえ、市における人口の現状を分析し、今後の人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察、目指すべき将来の方向等を示す。

## 5 業務内容

### (1)基礎調査

#### ア 市の現況把握及び構造の分析(令和6年度)

市、県等の既存地域資料(各種計画書等)を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とすること。

#### イ アンケート調査の実施と報告書の作成(令和6年度)

総合計画及び総合戦略の策定に向けた基礎調査として、市民アンケート調査を実施する。アンケートの実施方法については、郵送、インターネット、市公式LINEの活用など、回収率の向上が図れる効率的な方法を検討し、実施すること。

また、回収されたアンケートの回答は、入力・集計を経て報告書として取りまとめ、総合計画及び総合戦略への反映を行うこと。

#### ・対象者及び票数(参考)

- ① 安来市に居住する16歳以上の市民:1,500人(回収見込率30%)
- ② 安来市公式LINE登録者:約800人(回収見込率30%)

#### ・アンケート実施に係る役割及び費用の分担

発注者	受託者
実施方針の確定	調査票案の作成と修正
調査票案の検討と確定	調査票及び発送・回収用封筒の印刷
対象者の抽出及び宛名ラベル作成	封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業
アンケート結果報告書案の検討	回収アンケートの開封・管理
	自由記述回答部分の整理
	単純集計・クロス集計
	調査結果の分析
	アンケート結果報告書案の作成と修正
	アンケート実施経費負担

### (2)人口の現状分析、将来推計及び人口ビジョンの策定(令和6年度)

人口ビジョンの見直しに当たっては、直近の国立社会保障・人口問題研究所の推計、国勢調査結果及び住民基本台帳等に基づき、人口の現状分析及び将来人口の推計を行うこと。

推計結果等を踏まえ、安来市の示す方針に基づき、安来市が目指す人口、地域社会像等の将来展望を記載した「人口ビジョン」の素案を作成すること。

(3) トップインタビューの実施(令和6年度)

市長に対してインタビューを実施して、将来に向けた課題やまちづくりの方向性などを把握し、総合計画策定の基礎とすること。

(4) 現行計画の進捗状況の確認(令和6・7年度)

現行計画の施策ごとに達成度を評価するために、各課に向けたシート調査を実施する。シートのフォームの提案や調査結果のとりまとめ等を行うとともに、計画への反映を行う。また、必要に応じて、各課ヒアリングを実施し、計画策定の基礎とする。

ア 第2次総合計画

第2次総合計画の施策、目標指標等の進捗・達成状況等を把握し、その効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

イ 第2期総合戦略

第2期総合戦略の具体的な取組の進捗状況やKPI(重要業績評価指標)等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

(5) 市民等ワークショップの実施支援(令和6・7年度)

市民参画の一環として、総合計画基本構想に定めるまちの将来像や総合戦略における戦略的、重点的な取組について、中高生等の若者など、市民を対象としたワークショップ(3回程度)を実施する。実施に当たっては、必要な支援(企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置等)を行うこと。

(6) 総合計画及び総合戦略の策定支援(令和7年度)

基礎調査を踏まえ、総合計画の基本構想、前期基本計画及び総合戦略に係る素案を策定し、事務局との打合せ、安来市総合計画審議会(以下「審議会」という。)及び安来市総合計画・総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)等での協議・調整により修正を行うほか、パブリックコメントの意見等への対応案の作成、計画への反映などを行うこと。

なお、総合計画の構成として、基本構想に基づく、基本理念、政策、施策、取組を体系化するとともに、各施策とSDGsの関連について検討すること。

(7) 審議会等運営支援(令和6年度・令和7年度)

必要に応じて、審議会及び推進会議(5回程度)に出席し、運営支援(資料等や議事録要旨の作成など)を行うこと。

(8) 総合計画の概要版作成(令和7年度)

確定した総合計画の内容を要約した概要版を作成する。なお、内容を市民に周知するという目的を勘案し、市民にとって読みやすく、手に取ってもらえるようなデザインとすること。

#### (9) 計画書及び概要版の印刷製本

確定した第3次総合計画及び概要版の印刷製本を行う。次項の仕様に基づき、印刷を行うとともに、ホームページ公開用のPDFデータを用意すること。

### 6 成果品

(1) 本業務の成果品は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品のデータ形式及び提出方法等については、発注者との協議の上、決定する。

ア アンケート結果報告書 簡易製本1部

イ 総合計画(基本構想、前期基本計画、総合戦略) 製本100部

ウ 人口ビジョン 簡易製本1部

エ 総合計画概要版 製本 3,000部

オ 本業務関連の電子データ一式(加工可能な形式を含む) CD-ROM

(2) 本業務における成果品の著作権及び所有権は、委託料の支払完了と同時に受託者から発注者に帰属する。なお、本業務における成果品を市の許可なく他に公表、複製、貸与等使用してはならない。

### 7 納品場所

市が指定する場所

### 8 引渡し前における成果品の使用等

履行期間途中においても、発注者はそれまでの成果の全部又は一部を使用することができるものとする。

### 9 その他

(1) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び関連計画、基準等を適切に反映遵守し実施すること。

(2) 受託者は、本業務を履行し得る十分な経験、専門技術及び人格を有したスタッフを配置し、誠実に契約内容を履行すること。

(3) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は随時に打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録の上議事録として提出し、相互に確認すること。

(4) 受託者は、業務により知り得た内容等について、秘密を守り、第三者にその情報を漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

(5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6)この仕様書に定めのない事項については、その都度発注者、受託者協議の上、決定するものとする。

## 10 本件に関する問合せ先

〒692-8686

島根県安来市安来町878番地2(安来市役所安来庁舎)

安来市政策推進部政策企画課

電話:0854-23-3060

ファクシミリ:0854-23-3061

Eメール:seisaku@city.yasugi.shimane.jp